

## 船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第318号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年8月19日 08時00分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路港網干区第1区	
事故等調査の経過	平成21年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第三十八開<sup>かいしん</sup>神丸、498トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 131518、誠進海運有限公司</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底に擦過傷、推進器翼に曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、スクラップ約1,300トンを積載し、船首約3.0m、船尾約4.5mの喫水で、姫路港網干区第1区の吉美岸壁に着岸作業中、突風により浅瀬に圧流され、平成21年8月19日08時00分ごろ、船底付近が接触した。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、うねり なし</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、姫路港において、浅瀬が存在する岸壁付近で着岸作業中、突風を受けたときの操船を適切に行わなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が姫路港において着岸作業中、突風を受けたときの操船を適切に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	